

和光市立第四小学校 保護者と教職員の会

「けやきの会」会則

四小防犯マップ

学区内の地区の区分け・通学路の安全を確認できます。「和光市防犯マップ」で検索



<https://goo.gl/AGpvp2>

和光市立第四小学校保護者と教職員の会 「けやきの会」について

本校は平成 9 年度より和光市立第四小学校 PTA から和光市立第四小学校保護者と教職員の会「けやきの会」という独自の組織に形を変え、活動しています。

[1] 従来の PTA の問題点

- 1 役員になると負担が大きく、選出が困難である。
 - 2 役員のための活動になり、一般会員は関心を向けにくい。
 - 3 市 P 保連（和光市 PTA 保護者会連合会）、県 P 連（埼玉県 PTA 連合会）などの行事に参加しなくてはならない。
- 以上の点から、本来目を向けるべき子供のための活動が手薄になる。

[2] 保護者と教職員の会「けやきの会」とは

- 1 特定の委員だけでなく、全会員が少しずつ仕事を分担し、できる範囲で協力し合い、子供のために活動していく。
- 2 学校や学年・学級を中心にした子供たちのための会でありたい。
- 3 現在、校内の活動を中心としているが、今後、活動範囲を広げていく可能性を妨げない。

平成 7 年度より、四小 PTA 組織について会員、教職員によって話し合わせ、平成 8 年度臨時総会により「けやきの会」を暫定的に発足、活動することが承認され、現在に至っています。

今後は、この会則をもとに子供たちの健全育成のために、保護者と教師が共に協力しあいながら、より良い会にしていきましょう。

※会則は、平成 1 1 年度より施行されています。

和光市立第四小学校保護者と教職員の会 「けやきの会」会則

〈名称〉

本会は和光市立第四小学校保護者と教職員の会「けやきの会」とする。

〈目的〉

本会は父母と教職員の協力のもとに学校、家庭、地域社会における児童の福祉を増進することを目的とする。

〈活動〉

児童教育についての研究、協議、連絡を行い、児童の健康と安全を図る。
その他、会員が必要を認めた活動を行う。

〈会員〉

本校に在籍する児童の父母、又はそれに代わる人。
本校に勤務する校長及び教職員とする。

〈役員〉

本校には当分の間、役員はおかない。(役員とは会長・副会長とする。)
(当分の間とは、市 P 連に再加入した場合等、会長・副会長職が必要となるまでとする。)

〈委員〉

本会に運営委員を置き、会務を統括する。
運営委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
運営委員の任期途中での退任は原則として認められない。ただし、転出、病気療養その他やむを得ない事由により委員としての活動継続が困難であり、かつ委員の補充が妥当であると運営委員が判断した場合には、臨時運営委員会の承認を経て、新たな委員を補充することができる。

〈会計〉

- 1、会計は本会の収支を司り、予算・決算報告をする。
- 2、会費は一家庭月額125円とする。
- 3、会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〈監査〉

本会に会計監査を設け、運営委員の委嘱により父母たる会員2名をもって構成し、監査報告をする。任期は2年とする。

〈改定〉

この会則を改定する時は、全会員に図り、全会員の過半数の賛成によって行う。

〈 機 関 〉

【全体会】

1. 年度の初めに開く。
 - 1) 事業報告並びに決算の承認
 - 2) 年度計画及び予算案の承認
 - 3) その他必要と認められた事項の審議
 - 4) 全体会の定足数は会員の1 / 5とする。但し委任状をもって出席にかえることができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
2. その他運営委員会において必要と認められたとき、全体会を開くことができる。

付則1：慶弔の決まり

対象を会員と児童の死亡の場合のみとする。

弔慰金は、金 5,000 円とする。

付則2：本会則は平成 11 年 5 月 15 日より施行する。

本会則は平成 16 年 5 月 13 日より一部改正する。

本会則は平成 22 年 5 月 12 日より一部改正する。

本会則は平成 30 年 5 月 9 日より一部改正する。

本会則は令和 4 年 4 月 1 日より一部改正する。

本会則は令和 5 年 4 月 1 日より一部改正する。

本会則は令和 8 年 5 月 2 日より一部改正する。



